

【地方行政委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件、衆議院地方行政委員会提出1件の合計7件であり、いずれも可決した。また、本委員会提出の法律案が1件成立している。

さらに、本委員会付託の請願4種類5件のうち、1種類1件を採択した。

〔法律案の審査〕

平成8年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（閣法第2号）は、平成8年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税額3,412億円について、その一部である2,931億円を、同年度内に交付しないで平成9年度分として交付すべき地方交付税額に加算する措置等を講じようとするものである。

委員会では、歳入総額に占める自主財源の比率、財政力の格差問題と財政調整制度、地方交付税制度における基準税率のあり方、特別交付税の交付の要望、地方消費税の未平年度化分の地方財源不足への影響、臨時税収補てん債の利払い問題などの質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第17号）は、平成9年度の固定資産税の評価替えに伴い税負担の抑制及び負担水準の均衡化を図るとともに、平成6年度の税制改革に伴う市町村の税収補てんのため、個人住民税及び地方たばこ税の税率調整により、都道府県から市町村へ税源移譲を行うほか、特別地方消費税を平成11年度限りで廃止すること等の改正を行うものである。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）は、地方財政収支が引き続き著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、平成9年度分地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、後年度の法定加算額の特例を改めるほか、地方消費税収の未平年度化による影響額に対応するため、平成9年度限りの地方債の特例措置等を講じようとするものである。

委員会では、両案を一括して審議し、深刻化する地方財政の現状と健全化への展望、地方分権の推進に伴う地方税源の充実策、固定資産税における評価のあり方、地方交付税制度の抜本改革の必要性等の質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

なお、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

については、4項目の附帯決議が付された。

地方公務員法の一部を改正する法律案（衆第11号）は、当分の間、地方公務員等の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の上限を5年から7年以下の範囲内で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める期間に延長しようとするものである。

委員会では、提出者衆議院地方行政委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決された。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第75号）は、運転免許制度に関連して、軽微違反行為をした者に対する講習の義務付け、運転者を唆し重大違反行為をさせた者等の免許の取り消し、75才以上の者の免許証の更新に関する特例等の措置を講ずるとともに、交通安全教育指針の作成及び公表、都道府県交通安全推進センターの指定その他交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進、高速自動車国道等におけるトレーラーの通行区分に関する特例、並びに高齢の歩行者等の保護の強化等の改正を行うものある。

委員会においては、交通安全教育の在り方、過積載対策、民間の自主的な交通安全活動の在り方、高齢者に係る交通安全対策の強化等についての質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、9項目の附帯決議が付された。

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第74号）は、地方分権の推進に資するとともに普通地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方公共団体に外部監査契約に基づいて、弁護士等の外部監査人が毎会計年度、必要と認める特定のテーマについて監査を行う包括外部監査契約及び住民等から監査の請求又は要求のある場合に、外部監査人が当該請求又は要求に係る事項について監査を行う個別外部監査契約からなる外部監査制度を創設し、併せて現行の監査委員制度の充実を図るとともに、都道府県が法定の局部数を超えて局部を置こうとする場合の手続を簡素化する等の改正を行うものであり、衆議院において、外部監査人の対象に税理士を加える修正が行われた。

委員会においては、外部監査契約の対象団体の範囲、外部監査人の要件と独立性の確保、現行監査委員制度の改善策、情報公開の必要性等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第84号）は、指定暴力団等の業務等に関して行われる暴力的要求行為の防止、準暴力的要求行為の規制、指定暴力団員の集団相互間の対立抗争時における事務所の使用制限等に関する規定を整備するとともに、暴力的要求行為の類型として、不当債権取立行為を追加する等の改正を行うものである。

委員会においては、暴力団対策法の施行状況とその効果、来日外国人犯罪組

織の実態と対策、不法収益の実態と被害者救済策等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

行政書士法の一部を改正する法律案（参第6号）は、目まぐるしく変貌する社会にあって、行政書士の業務は、制定改廃される法令に精通し、複雑化、高度化する行政に対応することが要求され、極めて高度な内容となっており、また近年、行政事務の合理化、効率化が求められている。このように行政書士の業務の重要性が、ますます大きなものとなってきた現状を踏まえ、行政書士の業務の質を確保するため、行政書士の欠格事由に破産者で復権を得ないものを加え、罰則を整備するとともに、法律の目的規定を設けようとするものである。

委員会においては、草案の趣旨説明を聞いた後、本委員会提出の法律案として提出することが決定された。なお、本法律案は衆議院において成立した。

〔決議〕

本委員会では、3月19日、地方の一般財源の充実強化による地方財政の健全化、地方分権の進展に応じた安定的な地方税体系の確立等6項目にわたる地方財政の拡充強化に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

2月20日、地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策について、白川自治大臣・国家公安委員会委員長から所信を、また、平成9年度自治省関係予算及び警察庁関係予算について、政府委員から説明を聴取し、同21日、所信に対する質疑を行った。

3月18日、平成9年度地方財政計画について白川自治大臣及び政府委員から説明を聴取した。

また、3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度自治省及び警察庁関係予算の審査を行い、中核市指定要件である面積及び昼夜間人口比率等の見直し、平成9年度予算編成における自治省から各省庁への要請事項である国庫補助負担金の整理合理化の改善状況、財政構造改革会議における地方単独事業の抑制や交付税制度・地方債制度の仕組みの見直し、都区制度改革のための条件整備の状況、中山間活性化・都市交流促進モデル事業と地方単独事業の連携の余地、消防防災ヘリコプターの救急業務への活用の推進、高層住宅に入居する高齢者への防火・防災対策、テロ発生件数及び平成9年度テロ防止対策予算、銃器犯罪に係る外国人の関与とその防止対策などの質疑が行われた。

なお、今国会に設置された「暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会」においては、6月17日、風営適正化法の施行状況と今後の課題について警察庁から報告を、また、参考人として、国際日本文化研究センター所

長河合隼雄君、東京都立大学助教授宮台真司君の出席を求め、意見を聴取した後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年1月23日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方行政の改革に関する調査を行うことを決定した。
- 暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成9年1月30日(木) (第2回)

- 平成8年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について白川自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び総理府当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成9年1月31日(金) (第3回)

- 平成8年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。
(閣法第2号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、自由
反対会派 共産

○平成9年2月20日(木) (第4回)

- 地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について白川国務大臣から所信を聴いた。
- 平成9年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成9年2月21日(金) (第5回)

- 地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について白川国務大臣、政府委員、厚生省、郵政省、総務庁、人事院、外務省、運輸省、農林水産省及び林野庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年3月18日(火) (第6回)

- 平成9年度の地方財政計画に関する件について白川自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。
- 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）
以上両案について白川自治大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年3月19日（水）（第7回）

- 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）
以上両案について白川自治大臣、政府委員、建設省、労働省及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。
（閣法第17号） 賛成会派 自民、社民、民緑、二院、自由
反対会派 平成、共産
（閣法第38号） 賛成会派 自民、社民、民緑、二院、自由
反対会派 平成、共産

なお、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 地方財政の拡充強化に関する決議を行った。
- 地方公務員法の一部を改正する法律案（衆第11号）（衆議院提出）について提出者衆議院地方行政委員長穂積良行君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
（衆第11号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、自由
反対会派 なし

○平成9年3月27日（木）（第8回）

- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（警察庁）、自治省所管及び公営企業金融公庫）について白川国務大臣、政府委員、経済企画庁及び運輸省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

- 道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第75号）について白川国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月8日（火）（第9回）

- 道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第75号）について白川国家公安委員会委員長、政府委員、建設省、運輸省及び総務庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第75号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、自由
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成9年5月22日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）について白川自治大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員宮路和明君から説明を聴いた。

○平成9年5月27日（火）（第11回）

- 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員宮路和明君、白川自治大臣、政府委員、総務庁及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第74号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、自由
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）について白川国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月29日（木）（第12回）

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）について白川国家公安委員会委員長、政府委員、法務省、大蔵省、厚生省及び総理府当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第84号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、自由
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月3日（火）（第13回）

- 行政書士法の一部を改正する法律案の草案について提案者真鍋賢二君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

○平成9年6月17日（火）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第410号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第902号外3件を審査した。
- 地方行政の改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会】

○平成9年6月17日（火）（第1回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 風営適正化法の施行状況と今後の課題について政府委員から説明を聴き、風俗営業の健全化及び風俗環境の浄化問題について参考人京都大学名誉教授・国際日本文化研究センター所長河合隼雄君及び東京都立大学助教授宮台真司君から意見を聴いた後、それぞれについて両参考人及び政府委員に対し質疑を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

平成8年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案
(閣法第2号)

【要 旨】

本法律案の主な内容は、平成8年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税（3,412億円）について、当該額の一部（2,931億円）を、同年度内に交付しないで、平成9年度分として交付すべき地方交付税に加算して交付しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

(閣法第17号)

【要 旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、平成6年秋の税制改革に伴う市町村の減収補てん策として、個人住民税及び地方のたばこ税の税率の調整により道府県から市町村への税源移譲を行うほか、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、平成9年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例控除額の引上げ、宅地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の創設等の措置を講ずるとともに、特別地方消費税の廃止、非課税特別措置の整理合理化等を行うこととし、あわせて国有資産等所在市町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 地方税法に関する事項

(1) 道府県から市町村への税源移譲

① 個人住民税

ア 所得割の税率のうち課税所得金額700万円を超える部分に適用される道府県民税の税率を3%（現行4%）、市町村民税の税率を12%（現行11%）に改める。

イ 土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される道府県民税の税率を3%（現行4%）、市町村民税の税率を9%（現行8%）に改める。

ウ 超短期所有土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される道府県民税の税率を3%（現行4%）、市町村民税の税率を12%（現行11%）に改める。

エ 課税短期譲渡所得金額に適用される道府県民税の税率を3%（現行4%）、市町村民税の税率を9%（現行8%）に改める。

② 地方のたばこ税

ア 道府県たばこ税を1,000本につき692円（現行1,129円）、市町村たばこ税を1,000本につき2,434円（現行1,997円）に改める。

イ 旧3級品の紙巻きたばこについては、道府県たばこ税を1,000本につき329円（現行536円）、市町村たばこ税を1,000本につき1,155円（現行948円）に改める。

(2) 土地・住宅税制

① 固定資産税及び都市計画税関係

ア 宅地等に係る平成9年度から平成11年度までの各年度分の固定資産

税及び都市計画税について、前年度課税標準額の当該年度の評価額に対する割合（以下「負担水準」という。）に応じてなだらかな負担調整措置を講ずる。

イ 負担水準の高い宅地等に係る固定資産税の額について、引下げ又は据置の措置を講ずる。

ウ 宅地評価土地のうち地価の著しく下落したものに係る固定資産税の額について、その税額を据え置く。

エ 固定資産評価審査委員会の委員の選任要件を緩和するとともに、委員の定数を30人まで（現行15人まで）増加できるものとする。

オ 阪神・淡路大震災により滅失・損壊した家屋・償却資産の代替家屋・代替償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用期限を延長する。

② 不動産取得税関係

ア 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置を創設する。

イ 新築特例適用住宅の取得に係る課税標準の特例控除額を1,200万円（現行1,000万円）に引き上げる。

(3) その他

① 事業税関係

個人の事業税の課税対象事業に、保険業を加える。

② 特別地方消費税関係

ア 平成12年4月1日から特別地方消費税を廃止する。

イ 市町村に対する交付金の交付率を2分の1（現行5分の1）に引き上げる。

③ 非課税等特別措置の整理合理化関係

ア 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社が承継した本来事業用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を見直す。

イ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を見直す。

2 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

一定の住宅及びその用に供する土地に係る市町村交付金の算定標準額を見直す。

3 施行期日

1の(1)の①のアのうち、分離課税に係る所得割の税率に関する改正は平成10年1月1日から、1の(3)の②のアの改正は平成12年4月1日から、その他

の改正は平成9年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 今回の平成9年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置について、納税者に十分周知徹底を図ること。
- 2 地方団体が、地方分権の推進等に伴って増大する行政需要に的確に対処し、地域の実情に即した自主的・主体的な行財政運営が行えるよう、地方団体の課税自主権を尊重し、地方税源の充実強化に引き続き特段の努力を行うこと。
- 3 固定資産税は、土地保有税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえて制度の整備充実を図ることを基本とすること。
また、今回の平成9年度の固定資産税の評価替えに当たっては、引き続き評価の均衡化・適正化を推進するとともに、最近における地価の変動をよりの確に評価額に反映させるよう努めること。なお、負担水準、負担調整措置など今後の固定資産税のあり方について早急に検討すること。
- 4 税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置については引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。
右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成9年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成9年度から平成18年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、平成9年度に限り、平年度の地方消費税又は地方消費税交付金の収入見込額に比し平成9年度の地方消費税等又は地方消費税交付金等の収入見込額が過少であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、適切な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地方交付税法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正
 - (1) 地方交付税の総額の特例

- ① 平成9年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額（15兆4,145億円）に、平成9年度における法定加算額2,600億円、臨時特例加算額1,000億円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金1兆7,690億円及び同特別会計における剰余金1,100億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額5,259億円を控除した額（17兆1,276億円）とする。
- ② 平成9年度に交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金（1兆7,690億円）のうち9,082億円については、その償還金に相当する額を、平成10年度から平成19年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れる。
- ③ 平成10年度から平成24年度までの地方交付税の総額について、1兆1,130億円を加算する。

(2) 基準財政需要額の算定方法の改正

自主的、主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、災害に強い安全なまちづくり、震災対策の推進等に要する経費、高齢者の保健及び福祉の増進、生活保護基準の引上げ等総合的な地域福祉施策の充実に要する経費、道路、街路、公園、下水道、社会福祉施設、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善、義務教育施設の整備、私学助成の充実に、生涯学習の推進等教育施策に要する経費、農山漁村地域の活性化並びに農山漁村対策及び森林・山村対策に要する経費、自然環境の保全、廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、地域社会における国際化及び情報化への対応並びに文化・スポーツの振興に要する経費、消防救急業務の充実に要する経費、国民健康保険財政について、その安定化のための措置等に要する経費、地方団体の行政改革及び人材育成の推進に要する経費、阪神・淡路大震災復興基金の増額分に係る地方債利子支払に要する経費及びその他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方団体の行政水準の向上のために必要となる経費の財源を措置する。

(3) 基準財政収入額の算定方法の特例

平成9年度に限り、平年度の地方消費税又は地方消費税交付金の収入見込額に比して平成9年度の地方消費税等又は地方消費税交付金等の収入見込額が過少と認められる額として2の地方財政法の一部改正後の同法の規定により算定した額の一定割合を加算する特例を設ける。

2 地方財政法の一部改正

平成9年度に限り、地方団体は、地方財政法第5条の特例として、平年度の地方消費税又は地方消費税交付金の収入見込額に比して平成9年度の地方消費税等又は地方消費税交付金等の収入見込額が過少であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、過少と認められる額として自治省令で定める方法により算定した額の地方債を起すことができる。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第74号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

第1 外部監査に関する事項

1 外部監査契約

- (1) 包括外部監査契約及び個別外部監査契約からなる外部監査制度を創設する。
- (2) 「包括外部監査契約」とは、都道府県、政令指定都市、中核市又は契約に基づく監査を受けることを条例により定める市町村が、第2条第13項及び第14項の規定の趣旨を達成するため、当該団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、2(1)～(4)のいずれかの者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であって、毎会計年度、当該監査を行う者と締結するものをいう。
- (3) 「個別外部監査契約」とは、選挙権を有する者からの事務監査請求、議会からの監査請求、長からの監査要求、長からの財政援助団体等の監査要求又は住民からの監査請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体が、当該請求又は要求があった場合において、当該請求又は要求に係る事項について、2(1)～(4)のいずれかの者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であって、当該監査を行う者と締結するものをいう。
- (4) 外部監査人との契約に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、議会の議決を経たうえで、速やかに、一の者と締結しなければならない。ただし、包括外部監査契約については、連続して4回、同一の者と締結してはならない。

2 外部監査契約を締結できる者

普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)
- (2) 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。)
- (3) 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であって、監査に関する実務に精通している者として政令で定める者
- (4) 税理士(税理士となる資格を有する者を含む。)(衆議院修正による追加)

第2 監査委員に関する事項

- 1 監査委員の定数を町村にあっては2人とする。
- 2 監査委員のうち退職職員から選ばれる者については1人を上限とする。
- 3 監査結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長等は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。
- 4 町村の監査委員に事務局を置くことができることとする。

第3 都道府県の局部に関する事項

都道府県が法定の局部数を超えて局部を置こうとする場合の事前の自治大臣への協議を届出に改める。

第4 施行期日等

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、それぞれに定める日から施行する。

- 1 監査委員に関する事項関係 平成10年4月1日
- 2 外部監査に関する事項関係 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内で政令で定める日

【 附 帯 決 議 】

政府は、地方分権を積極的に推進するとともに、地方公共団体の適正な行政運営の確保に資するため、左記の事項について善処すべきである。

- 1 地方行政の公正と能率を確保し、住民の信頼と負託に応えるため、地方公共団体がチェック機能の向上を図り、自ら厳格なる姿勢をもって行政運営及び予算執行の合理化・適正化に努めるよう、助言等の確な措置を講ずること。
- 2 外部監査制度の実効性を確保するため、公会計原則、監査基準の設定等を含め、地方公共団体の会計制度の在り方について幅広い見地から検討すること。
- 3 外部監査の独立性・専門性・実効性を一層強化するため、地方公共団体の

共同の外部監査機構の設置について、外部監査制度の導入後の状況を踏まえ、さらに検討すること。

- 4 外部監査制度の導入とあいまって、地方行財政の効率化・透明化を図り、住民の信頼を高めるために、現行の監査委員制度についても専門性・独立性を高める観点から見直すとともに、住民監査請求や情報公開等の在り方について改善策を検討すること。
- 5 外部監査制度の実施に当たっては、より多くの地方公共団体においてその円滑な導入が図られるよう、制度の周知徹底、必要な財政措置等環境整備に努めること。
右決議する。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第75号）（先議）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 運転免許制度に関する規定の整備
 - (1) 軽微な違反を犯した者に対する講習の義務付け
比較的軽微な違反を反復して犯した者に対して、講習の受講を義務付け、受講した者には行政処分を課さないこととする。
 - (2) 免許の欠格期間の延長
公安委員会は、免許を取り消したときは、5年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。
 - (3) 重大な道路交通法違反行為をさせた者等の免許の取消し
共同危険行為等の重大な違反行為をさせた者等について、免許を取り消すことができることとする。
- 2 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進を図るための規定の整備
 - (1) 民間の自主的な組織活動等の促進
都道府県公安委員会は、交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動等を促進するため、情報の提供等の措置を講ずるものとする。
 - (2) 交通安全教育指針の作成及び公表
国家公安委員会は、交通安全教育を行う者が効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるようにするため、交通安全教育に関する指針を作成し、公表するものとする。
 - (3) 交通安全活動推進センターの指定
都道府県道路使用適正化センターの事業に、運転適性指導等を加え、同

センターを都道府県交通安全活動推進センターに改組するものとする。

3 高齢者の保護に関する規定その他高齢者に係る交通事故を防止するための規定の整備

(1) 75歳以上の者の免許証の更新に関する特例

免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものは、身体機能の低下を自覚するための講習を受けていた者でなければならないこととする。

(2) 申請による免許の取消し

公安委員会は、免許を受けた者の申請に基づき、その者の免許を取り消すものとする。

(3) 高齢歩行者の保護

高齢歩行者が道路を通行している場合の高齢歩行者の保護に関する規定を整備する。

(4) 高齢運転者の保護

車両の運転者は、75歳以上の者が運転している自動車で一定の表示をしているものに幅寄せをしたり、割り込みをしたりしてはならないこととする。

4 その他交通の安全と円滑を図るための規定の整備

(1) 高速自動車国道等におけるトレーラーの通行区分に関する特例

トレーラーは、高速自動車国道等の本線車道においては、本線車道の左側端から数えて1番目の車両通行帯を通行しなければならないこととする。

(2) 最高速度違反等が行われた場合の車両の使用者に対する指示及び自動車の使用制限

車両の運転者が最高速度違反又は過労運転をした場合には、公安委員会は、車両の使用者に対して必要な指示をすることができることとする。また、指示後一定期間以内に同様の違反行為が行われたときは、自動車の使用を制限することができることとする。

(3) 交通情報を提供する事業者の配慮義務

交通情報を提供する事業を行う者は、交通情報の提供に当たって、交通の安全と円滑に資するように配慮しなければならないこととする。

5 施行期日

1の(1)及び3の(1)については、公布の日から1年6月以内、3の(3)及び(4)並びに4の(1)及び(3)については、公布の日から6月以内、その他の事項については、公布の日から1年以内に施行することとする。

【 附 帯 決 議 】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意し、その実効に遺憾なきを期すべきである。

1 最近の交通事故増加の現状にかんがみ、交通安全施設の一層の整備、道路交通環境の改善等を図るとともに、交通安全教育の充実、救急・救助体制の整備等関係機関が一体となった総合的な交通安全対策を積極的に推進すること。

2 現下の交通情勢を踏まえ、交通違反の取締りは、悪質・危険性の高い違反及び迷惑性の大きい違反に重点を置き、一層の推進を図ること。

特に、凶悪化、粗暴化、非行集団化を強めている暴走族に関しては、暴力団対策部門等との連携強化等を積極的に行うとともに、行政処分及び再発防止措置の徹底を図ること。

3 軽微な違反を犯した者が講習の内容として選択できる社会参加活動は、運転者の資質の向上に資する活動に限定するとともに、学習効果が上がるよう十分指導すること。

なお、受講に当たっては、受講者の意向を十分に尊重すること。

4 高齢者の交通事故死者が増加している現状にかんがみ、高齢者の特性、交通実態等を踏まえた交通安全教育を一層推進すること。特に、75歳以上の者に対する講習については、加齢に伴う心身の変化を自覚できるよう内容の充実を図ること。

5 交通安全に関する民間団体等に関しては、主体的な活動が効果的に推進されるよう助言・援助を行うとともに、政策目的達成の成果について随時点検を行うこと。

6 速度違反、過積載、過労運転等による重大事故が多発している現状を踏まえ、使用者、荷主等の背後責任の追及を含め、再発防止のための指導・取締りを一層強化するとともに、関係機関、団体等と連携した事故防止のためのキャンペーン等各種施策を積極的に推進すること。

7 交通情報の提供に関しては、交通の円滑化及び事故防止の観点から、交通管制センターを中心に内容の精度に配慮した交通情報の収集・提供機能の拡充を図ること。

なお、交通情報を提供する事業者に対しては、地域住民の交通安全及び生活環境に十分配慮するよう指導すること。

8 チャイルドシートの義務化、運転中の携帯電話の使用規制等の諸課題について、交通安全確保の観点に立って、引き続き検討・協議し、早急に結論を得るよう努めること。

9 本法の運用に当たっては、施行前に国民への周知徹底を図るとともに、本

法に係る政令等の制定及びその運用に際しては、本委員会における論議を十分踏まえること。

右決議する。

**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第84号)**

【要 旨】

本法律案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要求行為の防止、準暴力的要求行為の規制、指定暴力団員の集団相互間の対立抗争時における事務所の使用制限等に関する規定を整備するとともに、暴力的要求行為として規制する行為を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要求行為の防止のための規定の整備

指定暴力団員がその所属する指定暴力団等に係る一定の業務に関し暴力的要求行為をした場合において、当該業務に従事する指定暴力団員が当該業務に関し更に反復して類似の暴力的要求行為をするおそれがあると認めるときは、公安委員会が、当該指定暴力団等の代表者等の一定の指定暴力団員に対し、暴力的要求行為が当該業務に関し行われることを防止するために必要な事項を命ずることができることとする。

2 準暴力的要求行為等の規制のための規定の整備

- (1) 指定暴力団員は、当該指定暴力団等の指定暴力団員以外の者に対し、準暴力的要求行為、すなわち、当該指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等の威力を示して暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆してはならないこととする。
- (2) 指定暴力団員との間で、その所属する指定暴力団等の威力を示すことが容認されることの対償として金品等を支払うことを合意している者等指定暴力団員と一定の関係を有する者は、準暴力的要求行為をしてはならないこととする。
- (3) 公安委員会は、これらの禁止行為の違反者に対して、当該行為の中止を命じ、又は再発防止のために必要な事項を命ずることができることとする。

3 対立抗争時における事務所の使用制限に係る規定の整備

同一の指定暴力団等に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立抗争が発生した場合等においても、事務所の使用制限を行うことができることとする。

4 暴力的要求行為に係る行為類型の追加に係る規定の整備

人から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、債務者に対し、粗野又は乱暴な言動を交える等して、金品等を目的とする債務の履行を要求する行為を暴力的要求行為に係る行為類型に追加することとする。

5 施行期日

本法律は、別表の改正規定を除き、公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、左記の事項について万全を期すべきである。

- 1 暴力団対策法の運用に当たっては、所期の目的達成のためその効果的運用に万全を期すとともに、国民の人権の侵害につながるものがないよう特段の配慮を払い、いやしくも職権が濫用されるものがないよう十分留意すること。
また、警察自らの綱紀粛正及び信頼確保に一層努めること。
- 2 本法施行に当たっては、事前に、改正の趣旨及び内容について、国民への周知徹底を図るとともに、今後とも、国民・自治体・団体と一体となった暴力団排除活動の推進に一層努めること。
- 3 組織実態を意識的に隠蔽する等による暴力団勢力の不透明化が進んでいる状況にかんがみ、偽装暴力団化等の防止策を一層強化するとともに、不退転の決意をもって、暴力団の解散・壊滅のための総合的かつ有効な対策を推進すること。
- 4 暴力団の資金獲得活動及び組織運営の実態等の把握・解明に努め、資金源の封圧に重点を置いた取締り等を強化するとともに、暴力団に係る不正収益について、関係機関との協議・連携を図りつつ、その剥奪及び被害者の被害回復のための強力で総合的な法的仕組みを、速やかに検討すること。
- 5 来日外国人組織による広域窃盗事件や暴力団による組織的なけん銃使用犯罪及び薬物の密売事案など組織を背景とした犯罪が我が国の治安に重大な脅威を与えつつあることにかんがみ、これら犯罪の組織化・国際化・高度情報化に対応した総合的施策の構築を検討すること。
右決議する。

行政書士法の一部を改正する法律案（参第6号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 目的規定の創設

行政書士法は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、

行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的とする。

2 欠格事由に関する規定の整備

破産者で復権を得ないものは、行政書士となる資格を有しないとする。

3 罰則の整備

(1) 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたものは、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(2) 行政書士でない者の業務制限違反に対する罰金の多額を30万円とする。

(3) 行政書士の守秘義務違反に対する法定刑を1年以下の懲役又は10万円以下の罰金とする。

(4) 行政書士の名称の使用制限違反に対する罰金の多額を10万円とする。

(5) 行政書士会又は日本行政書士会連合会の登記の懈怠に対する過料の多額を30万円とする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

地方公務員法の一部を改正する法律案（衆第11号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 在籍専従期間の上限の延長

職員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、当分の間、職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の上限を「5年」から「7年以下の範囲内で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める期間」に延長するものとする。

2 施行期日

この法律は、平成9年4月1日から施行するものとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	平成8年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案	衆	9. 1.20	9. 1.29	9. 1.31 可決	9. 1.31 可決	9. 1.22	9. 1.29 可決	9. 1.29 可決
※17	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案	衆	2. 4	3. 17	3. 19 可決 附帯決議	3. 21 可決	2. 18	3. 7 可決 附帯決議	3. 11 可決
			○9. 3. 17 参本会議趣旨説明			○9. 2. 18 衆本会議趣旨説明			
※38	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 10	3. 17	3. 19 可決	3. 21 可決	2. 18	3. 7 可決	3. 11 可決
			○9. 3. 17 参本会議趣旨説明			○9. 2. 18 衆本会議趣旨説明			
74	地方自治法の一部を改正する法律案	衆	3. 12	5. 15	5. 27 可決 附帯決議	5. 28 可決	4. 22	5. 8 修正 附帯決議	5. 9 修正
			○9. 4. 22 衆本会議趣旨説明						
75	道路交通法の一部を改正する法律案	参	3. 12	3. 18	4. 8 可決 附帯決議	4. 9 可決	4. 15	4. 22 可決 附帯決議	4. 24 可決
84	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	4. 15	5. 22	5. 29 可決 附帯決議	5. 30 可決	4. 22	5. 13 可決 附帯決議	5. 15 可決

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
6	行政書士法の一部を改正する法律案	地方行政委員長 峰崎 直樹君 (9. 6. 3)	9. 6. 3	9. 6. 6			9. 6. 6 可決	9. 6. 6	9. 6. 10 可決	9. 6. 10 可決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
11	地方公務員法の一部を改正する法律案	地方行政委員長 穂積 良行君 (9. 3. 7)	9. 3. 10	9. 3. 11	9. 3. 13	9. 3. 19 可決	9. 3. 21 可決			9. 3. 11 可決

(5) 委員会決議

—— 地方財政の拡充強化に関する決議 ——

地方自治制度50周年を迎え、「地方自治の本旨」に基づき、地方分権・住民自治を一層推進することを確認し、現下の厳しい経済情勢の下で地方行財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体が自主的・主体的な諸施策を着実に推進できるよう、政府は左記の事項について措置すべきである。

- 1 累増する巨額の借入金残高が地方財政を圧迫し、諸施策の実施を制約するおそれがあることにかんがみ、地方の一般財源の充実強化に努め、その健全化を図ること。また、地方分権の進展に応じた安定的な地方税体系を確立すること。
 - 2 地方交付税総額の長期的安定確保のため、地方交付税法第6条の3第2項の趣旨を尊重し、財源不足を解消するための方策を講ずること。
また、地方交付税が地方団体共有の固有財源であることを明確にするため、国の一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。
 - 3 地方団体が、個性豊かな活力ある地域づくりや、地域の実情に応じた生活環境及び住民生活に密着した社会資本の整備を着実に推進できるよう、公共投資のあり方を検討し、地方団体の自主的・主体的な実施の余地を拡大すること。
 - 4 地方団体が、社会経済情勢の変化、地方分権の進展及び増大する行政需要に的確に対応するため、自主的な市町村合併をはじめとする行政体制の整備や、自主的かつ計画的な行財政改革の一層の推進を行うよう支援すること。
 - 5 少子・高齢社会に対応し、地域福祉の充実等に積極的に取り組むため、地方団体が行う社会福祉経費等の一層の充実を図ること。
 - 6 地方自治・地方分権を推進し、地方行財政の自主性を高めるため、補助金については一般財源化を含め一層の整理合理化を進めること。なお、一般財源化に当たっては、地方への負担転嫁にならないよう適切な財政措置を講ずること。
- 右決議する。